

現実に即して憲法を改めよう！

第14回自主憲法制定国民大会

改憲でよりよい  
日本を！

国民自らの手で  
改憲を！

憲法

憲法

・現実に即して憲法を改めよう！

第14回

自主憲法制定国民大会報告書

自主憲法制定国民會議・自主憲法期成議員同盟

■ 著者：岸信介元総理

大会プログラム／目次 へ・白抜き数字は本文の頁を示す

一、国家賛唱（一回）

司会 関口 孝

二、開会の辞

参議院議員

自主憲法期成議員同盟常任理事

八木 一郎 ①

三、会長挨拶

自主憲法期成議員同盟 会長

岸 信介 ②

四、運動方針

自主憲法制定国民會議議長

植竹 春彦 ⑦

五、推進の言業

自由民主党代表

衆議院議員 元運輸大臣

塩川正十郎 ⑧

議員同盟代表

参議院議員 元運輸大臣

日本大学名譽教授 ⑩

学者文化人代表

憲法学会会長

川西 誠 ⑫

婦人代表

日本婦人連合会会長

荒川 綾 ⑭

青年代表

国際勝共連合運営本部長

河西 徹夫 ⑯

六、大会決議

国士館大学生

加藤 覚 ⑯

七、記念講演

戦後の総決算は改憲からはじまる

勝田吉太郎 ⑯

八、閉会の辞

日本郷友連盟会長

廣瀬 栄一 ⑯

九、万歳三唱

明治神宮宮司

高澤信一郎 ⑯



▲熱弁をふるう岸信介会長

▼壇上向かって左、発表者と主催者側



▼壇上向かって右、各界からの来賓



本日は飛び石連休の中間にもかかわらず、かくもたくさんの方々が御参集下さいましたことにたいし、主催者の一員として、まことに感激の極みであり、心から御礼を申し上げます。

さて、私事にわたつて恐縮ですが、私は昭和二十二年に

衆議院議員に当選し、その後、昭和三十八年に参議院に移

りましたので、今までには二十五年にわたり、今の日本

国憲法とともに歩み、國政に参与してまいりました。

この三十五年間、自主憲法制定運動は、与・野党勢力の

推進に応じて幾多の消長もありました。しかし、私は、こ

の三十五年間、節を交えず、信念をもって自主憲法制定運

動を続けてきたことを誇りに思っております。(拍手)

改善運動も、近年、長いトンネルをくぐりぬけて、国民

の皆さんも、「日本は共産主義や社会主義ではダメだ。自由

主義社会のなかで生きるべきだ」と腹の底から悟るよう

にされることが願つて開会の辞といたします。

(拍手)

なるとともに、現行憲法が、諸般の情勢から現実にそぐわ

なくなつたことも気づいております。(拍手)

そうした情勢を反映して、われわれ議員同盟のメンバー

も、続々とふえ、また自由民主党は、今年一月二十二日の

党大会で、「自主憲法」を運動方針や大会宣言ばかりでなく、

大会決議にまで掲げるにいたりました。また、御承知のよ

うに、中曾根首相も前向きの姿勢をとつております。(拍手)

ここは、党が自主憲法を大会決議に掲げたことからも、

総理の前向き姿勢からも、国民の皆さまが、憲法改正が何

故必要か、どこを改正するのかを、お手もとに配布した資

料などから学んでいただき、自主憲法制定の気運をいつそ

う盛りあげて下さることを熱望してやみません。(拍手)

その点で、このあと岸信介会長はじめ、登壇者の方々の

意見に耳を傾けていただき、自主憲法制定への決意を新た

にされることを願つて開会の辞といたします。

(拍手)



●開会の辞

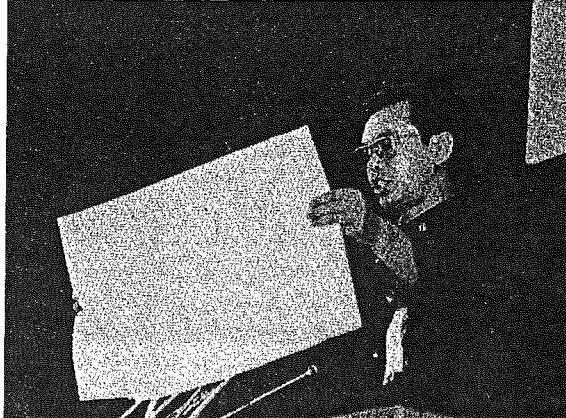
## 決意を新たに　自主憲法の推進を！

参議院議員  
自主憲法期成議員同盟常任理事

八木一郎



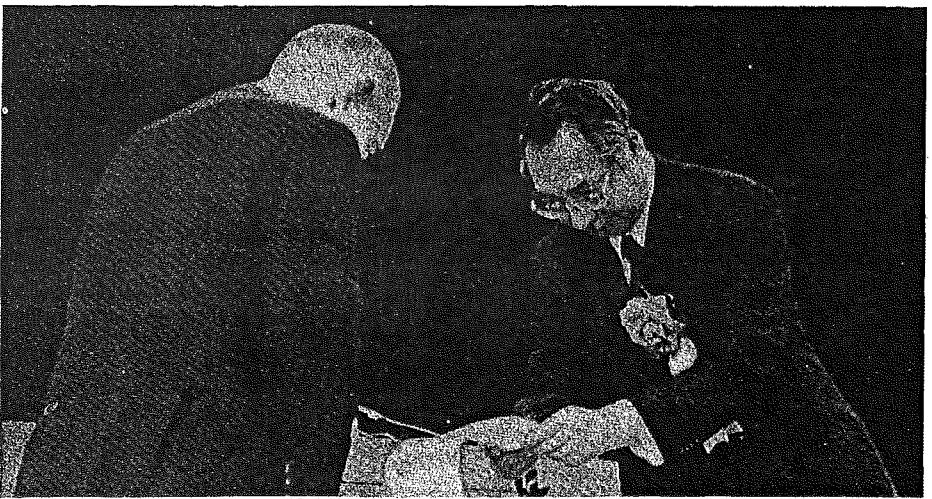
▲長蛇の列をつくる熱心な入場者



▲高らかに大会決議文を読む国士館大学生加藤覚君



▲閉会の辞を述べる廣瀬栄一氏



▲大会決議文を自民党代表に手渡す岸会長

## ●会長挨拶

# 自主憲法制定を

## 政治日程にのせよ

自主憲法制定国民会議会長  
自主憲法期成議員同盟会長

岸 信 介



### ● 憲法改正は政治の最重要課題

私は、過去十四回、毎年五月三日のこの国民大会には、欠かさず出席して、この壇上から、何故に憲法を改正しなければならないか、憲法改正の要点はどこか、さらには、国民運動を展開することの必要性などの重要視点を、皆さんに訴え続けてまいりました。

しかし、元気なようでも、私は、今年、米寿を迎えます。（拍手） したがって、この自主憲法制定の大

事業を成し遂げるには、なんといっても、もう年をとつております。私は決して、この運動をやめることはありませんが、今年は特に、若い世代の人々がこの運動を理解し、盛り上がる若い力を結集して、一日も早く、憲法改正を実現するために起ちあがつて下さることを、まず、お願ひする次第であります。

顧みまするに、私が、自主憲法制定（憲法改正）問題と最初に取り組んだのは、今を去る昭和二十八年のことになりました。その時、私は政界復帰して間のない頃でありますたが、時の吉田総理から、自由党が憲法調査会を設置するに当たり、初代の憲法調査会長に就任してほしいと要請されて、これを受けたのがその始まりであります。

つまり、私の政界復帰の最初の仕事は、自主憲法制定であり、また、昭和三十年に、保守合同の気運が起こり、自由民主党を結成いたしましたとき、私どもが、自由民主党の最も重要な党是の一つとしたのが、この自主憲法制定であつて、われわれは、保守政党の責任として、これを実現する決意を、はつきりと天下に示したのであります。（拍手）

また、その後、鳩山内閣と岸内閣では、積極的に憲法改正と取り組むことを決め、憲法調査会法を制定し、内閣に憲法調査会を設置して、自主憲法制定への基礎づくりをいたしました。そして、その後も、私は、貫して自主憲法期成議員同盟に籍を置き、昭和四十年には、その会長となり、また自主憲法制定国民会議の会長をも兼任して、今日に至りました。それと言うのも、私が、この憲法改正問題を、わが国の政治の最重要課題、と考えているからにほかなりません。（拍手）

しかるに、鳩山内閣、岸内閣のあとはどうでありますか。その後の内閣はいずれも、憲法問題には逃げ腰で、いつこうに積極的な行動に出ようとせず、荏苒（じんぜん）日を過ごしてきたことは、まことに

に遺憾であり、残念でたまりません。（「そうだ」との掛け声、憤慨のどよめき）

### ● 論議する以上は、これを実現せよ

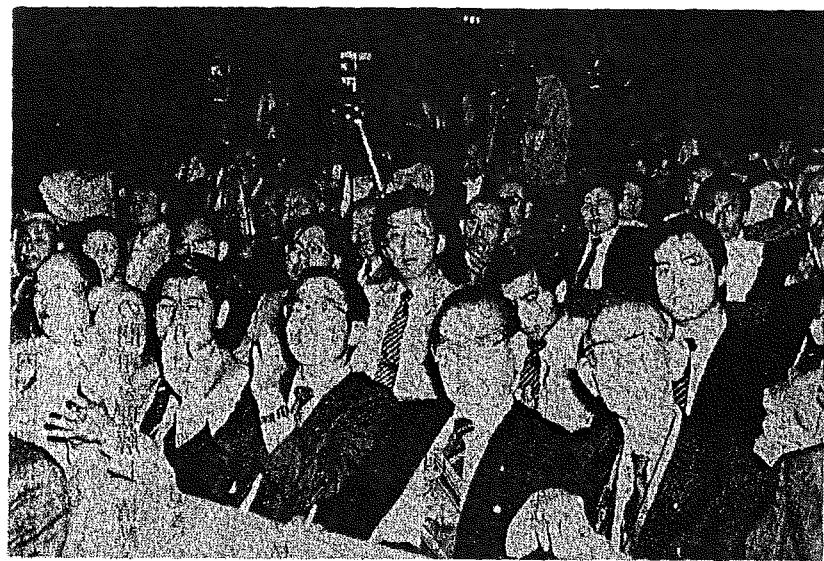
しかしながら、最近、内外の諸情勢の変化から、国民も、法と現実とのギャップに気付き、三十六年も前の憲法は見直すべきではないか、と考えるようになり、そうした気運を反映してか、自由民主党は、本年一月の党大会で、自主憲法制定を運動方針や大会宣言ばかりでなく、大会決議にも掲げるようになり、自主憲法期成議員同盟へ加入する国會議員もふえて、三百八名を数えるに至りました。（拍手）

また、中曾根内閣が成立しますと、中曾根総理は、国会における憲法問題に関する答弁において、従来の総理がとった消極的態度を捨てて、憲法論議も大いにやるべし、民主主義のもとにおいてタブーがあつてはならないと発言され、これによつてこの国家の重要な課題が、しばらくぶりに総理大臣によつて、国民の検討の場に持ち出されたことは、中曾根首相の志の高さを示すものとして、高く、これを評価するものであります。（拍手）

ただ、残念に思いますのは、折角、そゝした発言をされながら、憲法改正は中曾根内閣の政治日程には上げない、と言つてゐることであります。私自身は、われわれ政治家たるもの、論議すると言つならば、ただ論議するがために論議するというのではなくして、論議する以上は、これを実現するために論議すべきだ、したがつて、政治日程に取り上げるべきだ、と考えるのであります。（「そうだ」との掛け声・拍手）

自主憲法の制定、憲法の改正ということは、大事業であります。それゆえに、政治日程に取り上げまし

ても、これを実現するまでには、かなりの日時と準備が必要であります。例えば、今の行政改革にしまし



聴き入る参會者

ても、これを政治日程に取り上げて、第二臨調を作り、土光君をはじめ臨調委員が日夜研究を続けて、答申を得るまでには、二年かかっております。また、この答申を実現するためには、国会において、法律を制定するなどさらにいろいろな手続きが必要となります。こうして行政改革にしても、政治日程に取り上げてから、これが実施されるまでには、少なくとも三年から五年という年月を要するものであります。

いわんや、自主憲法の制定という、国家的大事業を成し遂げようとするならば、なかなかに一つの内閣の政治日程だけで実現するものではなく、数代の内閣の政治日程にわたる問題であります。それだけに、私は、一日も早く、自主憲法制定を、主要政治日程として取り上げる内閣を作らなければならぬ、と切実に考えてゐる次第であります。（拍手）

### ● 若き政治家よ 国民運動の前面に立て

それだけに、私は、前に述べましたように、自由民主党の内閣が、歴代こうした重要な国家的問題を、なおざりにしてきたことはきわめて遺憾とするものであります。そこ

でこのたび、私は、中曾根内閣に期待をかけ、中曾根君ともいくたびか会いまして話し合っているのあります……しかし、なんといつても、この事業は長期にわたりますだけに、若い政治家が、国家的・民族的次元に立ってこの問題を理解し、情熱を傾けて率先この運動に挺身するようでなければなりません。

つまり、私のごとき年寄りは第二線に退き、若い政治家が第一線に出て、この運動を推進するようでなければなりません。

若いといえば、八十八歳になろうという私に比べれば、中曾根君は私より二十五歳も若いのです。つまり、世代が一つ違うのです。そつした意味では、中曾根君もまだ若いのですから、まず中曾根君が先頭に立つて、さらに若い政治家たちを引っ張つていってもらいたい。（拍手）

自主憲法の制定、憲法の改正は、国家にとって、民族にとって、きわめて大切なことであります。（拍手）

これを、戦後三十五年も経つて、いまだに政治日程に取り上げないことに、私は、満腔の不満があります。若い政治家諸君は、早くこの問題の重要性に気づき、立ち上がってもらいたい。そして、一日も早く、これを政治日程に取り上げる内閣を作つてもらいたい、と切に念願するものであります。（拍手）

私も、第一線は退きましたが、政治家の一人として、また国民の一員として、この自主憲法制定の運動は、最後まで、私のつとめとして続けてゆく覚悟であります。今日は、この会場に若い方たちも大ぜい見えておりますので、私たち老人も頑張りますが、特に、若い方々にこの運動の第一線に立つていただきことをお願いし、一日も早く、現憲法の矛盾を見直し、現実に即した、本当に日本人の手による、私たちの憲法を作ろうじゃありませんか。（拍手）私は、国民諸君の、これに対する熱烈なるご支援が与えられますことを、切にお願い申し上げて、ここに、私の挨拶といたします。（拍手）



元郵政大臣 自主憲法制定国民会議理事長

植 竹 春 彦

私は、自主憲法制定国民会議の理事長として、当団体の運動方針について述べさせていただきます。

先ず、昨年五月三日の大会後の一年間をふりかえってみると、内外の諸情勢から、日本は自由主義社会の下で生きていくためには、現行憲法の非現実性が各所で指摘されている現状を踏まえて、現憲法を見直し、洗い直すことが緊急課題として論議的とされてきました。（拍手）

そうした国民的動きを反映して、議員同盟の会員数も、今日では三百八名という大議員同盟に成長しております。

さらには、昨年十一月、改憲への深い理解者である中曾根総理が登場いたしましたので、私ども議員同盟から自民党總裁宛に改憲促進の要請書を提出するなどの努力が実つて、開会の辞で述べられたように、本年一月の自民党大会における決議にまで発展したのであります。（拍手）

こうした実績を踏まえて、これからどういう運動を展開していくべきか。すでにお手もとにお配りした「現憲法をどう改正するか」といの小冊子は改憲運動を進める上

の具体的教材でありますから、これを参考にしてください。したがつて、今日の会合が終りましたら、議員同盟においては、国会内対策によって、この運動における指導的役割を進めていきますから、本日お集りの同志の方々は、それの地域、職場に帰られて、少人数でも中人数でもよいから、小異を捨てて大同につくお気持で、この憲法刷新という国家的、民族的な啓発運動のために、研修会なり、講演会なりを開くなど、さまざまな手順で啓蒙と普及に取り組んでいただきたいということをお願いする次第です。

先ず魄より始めよ、です。お一人が身近なお一人を説得する。二人になり、そして四人になり十人になり、やがて百人、千人、一万、十万、百万人と幾何級数的に発展して、国民的大運動に花を開くことができるのです。（拍手）國家的事業などとはなはだ大げさに聞えますが、われわれ一人一人の集まりが国家です。どうぞしてわれわれのために、そして統いてくる子や孫のために、この運動をひろげようではありませんか。（拍手）



## 原点に立ち返つて憲法問題を考え直そう

衆議院議員 元運輸大臣  
自由民主党国民運動本部長

自由民主党代表 塩川正十郎

今日は、自由民主党を代表して、二階堂幹事長が参つて皆さまに御挨拶申し上げる予定でありましたが、昨日、幹事長から電話がありまして、鹿児島県下でのつびきならぬ党務があつて、東京へ戻る時間がなくなつてしまつたので、頼むと言われました。私がいま党の国民運動本部長をいたしている関係上、幹事長に代わり、自由民主党を代表いたしまして、皆さま方に御挨拶とお願いを申しあげる次第であります。（拍手）

さて、今の憲法が制定されて三十六年になりますが、その制定当時、私は突然「憲法が変わるんだ」と聞かされ、憲法改正の論議がいつたいどこで、どのような状態の下で行われたのか、全く分からぬままに新憲法が新聞に発表されて、実はびっくりした記憶を持つております。その当時の国民は、食うや食わざの生活をしていた時もあり、

最近、左翼の言論人やいわゆる文化人によつて「憲法改正は即軍国主義」「改憲は戦争に通ずる」といった宣伝が活発化しており、そのため、国民のなかには短絡的に、憲法論議は反動と思い込んでいる傾向があります。

しかしながら、憲法をはじめ法というものは、現実がら遊離しては、価値あるものではありません。それ故、世界いづれの国も、国情の変化にともない、その憲法が現実に適合しなくなれば、どしどし改正しております。国民の皆さんも、ぜひ、そうした世界の実情を知ついただきたいと思います。（拍手）

先ほど申しましたように、今の憲法は占領軍の終戦処理行政の一環として制定されたものです。つまり、それは、与えられた憲法であつて、国民の自發的発議によつてつくられたものでないことは明らかであります。占領下において「独立の晩には、自主的な憲法、民族個別の憲法を作ろう」というのが、保守党、そして大多数の良識ある国民の気持であつたと思ひます。「そうだ」の掛け声

出て来て、党の憲法調査会も再開され、国会でも論議の対象となるようになつて参りました。

そうしたとき、過日、本大会の主催者であり、自民党的国会議員の大多数が加入しております自主憲法期成議員同盟で、改憲案の冊子を出版され、私の事務所へも届けてくれました。今もここに持つておりますが、これです。（冊子を高く掲げる）これは、「国民の理解を得られ易いもの」という視点から、国民の改憲論議の叩き台としてまとめられたものですが、当面の改正点が二十五項目にわたりひじょうに分かりやすく、そして考えさせられるように書いてあります。

私のところの若い秘書も、これまでには、憲法問題はむずかしくてよく分からぬといつておりましたが、この冊子を読んで、なぜ改正しなければならないか、どこにどういふ問題点があるか、よく分かつたと申しております。今日は会場に若い人も大せい見えておりますが、どうか、この冊子を読んで、ぜひ認識を新たにしていただきたい。

この案は、いま直ちにわが党の改憲案と決定できるわけではありませんが、国民の改憲論議を起こしてゆくには、大そうよい資料と思われますので、私も大いに活用してゆきますが、今日お集まりの皆さまも、あらゆる機会にこうした資料を活用して、世論を盛り上げて下さるようお願いいたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。（拍手）



## 護憲運動の裏側を見抜き 信念をもつて改憲運動を進めよう

参議院議員元運輸大臣  
自主憲法期成議員同盟常任理事

議員同盟代表 木 村 瞳 男

私ども自主憲法期成議員同盟は、占領下に作られた現行憲法は見直すべきであるとの考えに立つ議員の集まりで、現在、現職国會議員三百八名、前元国會議員百十二名、それに地方議員多数を擁しております。

この議員同盟の歴史は古く、すでに、今の憲法が制定された占領下で、自由党、改進党、民主党、緑風会などの心ある議員が超党派で集まって、「独立の曉には、自主的な憲法を作ろう」と話し合っていたのでござります。

そして、いくつかの会名を経て、昭和三十年七月、名称を「自主憲法期成議員同盟」と定め、本格的な活動に入つたわけでございますが、折から保守合同の気運が起り、四か月後の昭和三十年十一月十五日には「自主憲法制定」を大義名分の一つとして、今の自由民主党が誕生するわけでございます。自民党がその政綱などに「自主憲法制定」

対していたからでござります。  
すなわち、共産党は当時、主として一つの理由をあげて反対いたしました。その一つは、この憲法は、依然として天皇制を存続せしめているから賛成できない。もう一つは、この憲法は軍事力を認めていない。国家が軍隊を持てないで、どうして国の安全と独立が保てるか、と言つておるのでござります。(拍手)

また、社会党は、制定議会で賛成はいたしましたが、やむをえずこの憲法に賛成すると言つております。「やむをえず」とは何を意味するか、それは、社会党は当時、社会主義に立つ憲法草案を用意しておりまして、これが受け入れられなかつたために、やむをえずこの憲法を認める、ということであつたのでござります。

こうした歴史的事実があるにもかかわらず、この両党が当時の態度を百八十度転回して、護憲運動を展開しているのは、まさに理解に苦しむところであり、それは、世上言つていいように、彼らの本心は、日本を社会主義化・共産主義化することであり、そこへ持つて行くためには、当面は今の占領憲法のままにしておく方が、彼らにとって有利である、と戦略的に考へているからにはかならない、と言えます。

また、彼らは、国民に対しても、そうした本心をかくすとともに、憲法を改正すると、現行憲法が掲げる民主主義・

を誦つておりますのも、こうした経緯からでございます。

その後、議員同盟は、この党是を推進すべく、改憲草案を作成したり、同志の獲得に努めるとともに、党や内閣の憲法調査会を支援するのをはじめ、また昭和四十四年には民間有力団体にお願いして「自主憲法制定国民会議」も結成していただき、こうして毎年、国民大会を開催して、啓発運動をいたしております。(拍手)

さて、お陰様で、近年再び改憲論議が高まつてしまいましてが、ご承知のように、共産党、社会党は、護憲、すなはち今の憲法を改正すべきではないと叫んで、猛烈な運動を展開しております。

しかし、これは、今の憲法制定当時の経緯を知るものにとっては、誠におかしなことと言わねばなりません。と言いますのは、制定当時、共産党と社会党は、今の憲法に反

平和主義・基本的人権尊重主義の三大原則が廢棄され、日本は軍国主義に逆戻りする、と盛んに宣伝しております。しかし、これは、根のないデマ宣伝ですから、国民の皆様は、こうしたデマ宣伝に乗せられてはなりません。なぜなら、わが自由民主党の政綱には、「平和主義、民主主義及び基本的人権尊重の原則を堅持しつつ、現行憲法の自主的改正をはかり、占領諸法制度を再検討し、国情に即してこれが改廃を行う」とはっきり書いてあるからです。

また、彼らの言う軍事大国化の宣伝も、軍事技術的に見て、仮りに日本がそつした方針をとつたとしても、数十年かかるかも、とても米ソ両大国の軍事力に追いつけるものではなく、また、何よりも、賢明なる国民の皆さんのが、そうした方向への選択を許すはずではなく、私どもは国民の皆様を信じておりますし、自民党の議員にしても、そうした非現実的な考えを持った者は一人もいないことを、ここに断言いたします。(拍手)

私ども改憲派は、今の憲法が、国民も十分な意志の表明が出来ず、国会も自由な発言の場ではなかつた占領下に、国際法を無視して作られたものだから、いま自由な意志の下、改めて憲法を見直そうと考えているわけで、そうしたことの御理解の上、今後とも一層の御協力をお願い申し上げて、御挨拶といたします。(拍手)



## 現行の日本国憲法は独立国の憲法といえない！

日本大学名誉教授  
憲法学会会長

学者・文化人代表 川 西

誠

全国からお集まりの皆さまとともに、憲法を考えるこの光栄を感謝致します。今日のよつに、憲法が一般国民の方々に論議されていることは、私ども憲法を専攻している者としましては、非常に光榮なことであり、また、国民といったましても御同慶のいたりだと思つてあります。

ところで、「憲法」という言葉は、よく口にされます。が、憲法にもいろいろな種類がある、ということを御存知ない方も多いと思います。そこで、憲法にはどのような種類があるのか、これから述べてみたいと思います。

たとえば日本国憲法の場合で、日本が荒廃のさ中にあつた昭和二十二年に公布されました。つまり、終戦のときの最中に出来たものでありますから、当然のことながら、占領軍の思惑の下につくられたものであります。

その思惑とは、第一に、敗戦国の国民は静かに、おとな

しくしていよ、というものでありまして、日本国の独立などということは、全く考慮されていないのです。

そのことは、日本国憲法の前文にはつきりと示されています。つまり「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」というのであります。自分の國の存立を、他の國にお任せするような國が、独立國と言えるでしょうか。（拍手）そういう意味で、日本国憲法は「占領憲法」と言えるのであります。

さらに、日本国憲法には、もとの英文を翻訳する際に、明らかに誤訳したと思われる箇所がいくつか見られます。たとえば、憲法第十八条であります。「何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない」とあります。が、もとの英文における bondage（ボーンディング）という語は、「奴隸」という意味

ではなくて、「本人の意志に反する労役」というふうに解すべきであります。ですから、第十八条は、「何人も、本人の意志に反する、いかなる労役も受けない」と訳されるべきなのであります。

このようにして見ますと、現在の日本国憲法は、占領政策に即して、アメリカの憲法を誤訳したものであり、それに輪をかけて、アメリカの憲法を誤訳したものである、といふことがわかります。そのアメリカの憲法とは、ヨーロッパや、その他いろいろな國から來た移住民が、植民地の憲法としてつくつた州の憲法をモデルにして、一七八七年に出来たものであります。ですから、二千年来、单一民族国家としてやつて來た日本に、人種も職業も異なる人々が寄せ集まつてつくつた憲法とが合うはずはありません。日本国憲法には、二千年の歴史を持つ日本の民族精神が、全く盛り込まれていないのであります。（拍手）

今の日本国憲法は、つくられてから既に三十六年経っています。それを、人間の一生に照らしてみると、生まれてから三十六年経て以來から、立派な大人になり、社会的な経験も、また、社会的な実力も身につき、自由に社会で活躍できる年代になつていてと言えましょう。ですから、ここで我々も、今ある憲法を見直し、次の時代に、そして来たるべき世代の人々に合うよくな憲法をつくらなければいけない、という大きな責任を負つていています。

その憲法とは、先程も言いましたよつに、まず、日本民族としての精神を盛り込んだものでなければいけない、と思います。次に、独立國家として日本が存在して行くには、自分の國は自分で守る、という精神が憲法に入つていなければなりません。つまり、有事の場合のことを想定しなければならないのであって、これは、どこの國の憲法にも盛り込まれていることであります。御承知のように、新聞などでよく、「有事立法」という言葉を耳にしますが、今の憲法には、有事立法が全くありません。緊急時にはどうするのだ、という規定が全然ないということは、日本国憲法が占領憲法だからであります。お前達はおとなしくアメをなめていい、お前達のことは、アメリカが面倒見てやる、という考え方であります。占領憲法でなく、眞の独立國にふさわしい憲法を作らねばなりません。

憲法を考え、つくりえるといつことは、皆さん一人ひとりの問題なのです。政治家の方々にリーダーシップをとつてもらい、我々学者は援護射撃をします。そして、その主導権を担うのは皆さんです。各々の職場においてリーダーとなり、人任せにせず憲法を変えようとすれば、期せずして素晴らしい日本の憲法が出来る筈であります。（拍手）人任せにせず、皆さんが新しい憲法を作るよう努力されることを切に願つて、私のご挨拶に代えたいと思いま



## 少年非行が行われる原因は 国の基本法の欠陥にある

日本婦人連合会会長 医師

婦人代表 荒川綾

本日たいへん貴重なこの大会に立たせていただきますことは、まことに光栄であり、またしみじみと責任を感じるものでございます。

現行憲法が制定されましてから三十六年を迎えるわけでございますが、この日本占領中にできた憲法を新しく制定するためには、さまざまな論議が重ねられてまいりました。しかし、ついぞその実現を見ることなく今日にいたっております。

では世界において憲法はどのような事情になつてゐるかを調べてみると、日本と同じ敗戦の立場にあつた西ドイツにおいては戦後三十四回改正が行われております。同じ期間にイスラエルでは三十三回、アメリカが五回、ソビエトにおいてはなんと五十一回も改正が行なわれてゐるわけであります。

したがつて、この三十六年にもわたつて、日本を占領す

いわれました。日本のお國はたいへんノンポリだ、といふのです。大地震があつたり、大火災があつたり、火山が爆発したりすると大騒ぎをするが、もしもソ連が日本を侵攻する、というような事態が生じたら一体どうされるのですか、と警告されておられました。（拍手）

この四月、アフガニスタンの客員教授として赴任されたいた松浪健四郎先生のお話を伺つたのですが、あつという間にソ連軍が入つてしまつたというのです。その後反政府ゲリラによる激しい抵抗で手を焼いているようですが、一度侵攻を許せば取りかえしのつかないことになります。

ソ連の頭を悩ましているボーランドは、東欧における社会主義国として重要な立場にあります。ボーランド首脳部は、戒厳令まで布いて國を統制しているのがその現状です。元来ボーランドは、ローマ・カトリックを国教とした伝統を持つ民族で、「地球の上に恐怖はない」という信仰・信念をもつてゐる筋金入りの國民であり、激しい闘いをつづけて遂に弾圧され、解散させられた労働組合「連帯」が今なお形をかえて祖國を守りつづけていることはご承知の通りであります。（拍手）

それにひきかえ、私どもの國を考えますときに、まことに私つらいと思いますのは、横浜の公園で幾人かの中学生が浮浪者に襲いかかり、そのなかの一人を殴り殺してしまった事件でございます。なぜに、なにゆえにあのよつた

背筋の寒くなることが起つたのでしょうか。

あの子供たちは試験管ベビーではなかつたはずです。ちゃんととした親御さんがあつたと思ひます。子供の人格の要素は、これを形成する過程において、母親の胎教から母乳を与えて育てる家庭教育、その次に大切なのが学校教育であります。その大切な教育期間、日本を自分の國家と思うのか思わないのか、疑わしい日教組の先生方が、なお四十万もいらつしゃると伺い、たいへんな不安を感じる次第です。

「國家の基盤は教育にあり」と申しますように、教育とは人づくりの根幹をなすものであります。ソ連には二億七千七百万人の人口があります。この國民を引っぱっていくのが一千七百万人といわれる共産党員です。この党員の資格を得るためにには、およそ十か年にわたるきびしい訓練が重ねられます。そして、マルクス・レーニン主義によつて世界制覇を目指す恐るべき共産党集団ができるのであります。これに対応する西欧諸国、そのなかの私たち日本は、今のような姿勢でよいものでしようか。（拍手）

私は母であり、主婦である立場から、少年非行、家庭内暴力にたいしていささかたりとも身をかわすことなく、硬軟ともに愛の子育てを貫き、教育の向うべき道を問い合わせし、そして到達する國づくりの基本となる新憲法の制定を心から願つてやまないのであります。（拍手）



## 大衆社会の啓蒙は 青年の奮起と自覚から

国際勝共連合運営本部長

青年代表 河 西 徹 夫

青年代表として、「日頃感じています」とを、卒直に申し述べたいと思います。

最近、ソ連の亡命スパイであるレフチエンコが、数々の証言を発表し、一大センセーションを巻き起こしました。御存知のことと思いますが、その内容は、日本の有識者の中に、相当数に及ぶソ連のエージェントが存在する、というものであります。それ等のエージェントを使って、KGB（ソ連国家保安委員会）が画策したものは、一体何だったのでしょうか。それは、一言で言うならば、自主憲法制定運動を軍国主義の台頭だとする、日本弱体化への世論操作だったのです。（拍手）

残念なことに、ソ連のこの世論操作は、まんまと大成功をおさめてしましました。日教組や日本共産党、あるいは偏向マスコミが、戦後三十六年間にわたって、一貫して続

けて来た世論操作によって、戦後生まれの青少年の多くは、共産主義の脅威については、全くと言つていいほど無知になつてしまひました。憲法改正をしようとする、「改悪だ！」と呼ばれ、防衛力を増強しようと言えば、「軍国主義の復活だ！」と総攻撃を受けてしまいます。悲しいかな、

これが現代日本における青年層の実態と言えるでしょう。しかし、将来の日本を背負つて行く青年達が、このようないことでは困ります。そこでまず、青年層を啓蒙し、日本国内に果食つている共産主義の実態を知らしめて、ソ連の日本侵略の意図を伝えて行かねばなりません。ソ連の世論操作を打ち破ることこそが、自主憲法制定を国民運動として定着させ得る唯一の道だからであります。

さて、それでは、どのようにして共産主義の世論操作を打破するか、と申しますと、まず、相手の戦術を見抜かな

ければなりません。共産勢力の恐ろしさは、ハッキリと共産主義だと分からぬよう、ペールを被つて国民の間に浸透して来る点にあります。たとえば、反核運動がまさにそれであります。原子力発電は放射能廃棄物を放出するとか、事故が起これば多くの人間が放射能に汚染される、ということを聞かされると、誰れでも素直に原子力発電を恐がってしまいます。その心理に乗じて、共産主義勢力は反核と軍縮とをくつづけて、「自由主義陣営」の軍備縮小を唱えて来るのであります。よく考えてみれば分かりますように、ソ連においても原子力発電は行なわれているのです。しかし、一般大衆は、彼等のソフトな言い方に、まんまと騙されてしまうのです。全く巧妙な手口としか言いようがありません。

また、彼等は、今や、共産党を熱烈に支持する少数の人々を必要とは思っていないのであります。政治などにはおよそ無関心な一般大衆や青年層に、ターゲットを絞つてゐるのであります。なぜなら、このような人々は容易に騙しやすいし、また、群衆の持つ莫大な力を利用できるからであります。まさに、血に飢えた狼の前に置かれた小羊のようなものであります。さらに、最近では、保守的だと思われるような人々の中にもまで浸透しよつとしているのです。そして、彼等の錦の御旗とは、護憲であり、防衛力の縮小な

このような観点に立つてみると、この自主憲法制定運動を推進して行くには、先程も申しましたように、国民党の啓蒙が急がなければなりません。それには、まず、事実を正しく伝えるべきであります。巷では、吉田元首相は護憲派だった、という声を耳にすることがあります。しかし、これ程誤った話はないでしょう。なぜなら、吉田茂首相は、ハッキリと岸先生に、憲法調査会の初代会長を頼まれた経緯があるからであります。こうしたことは、歴史を丹念に調べてみれば分かることであります。これに類するようなデマが、世間には数多く流されているのです。

事の真相を把握すれば、国際社会に置かれた日本の立場を理解すれば、必ずと責任感や使命感が湧いて来ます。日本、そしてアジアの平和と安全を守りぬく、という大きな使命感であります。この使命感の輪の広がりが、必ずや自主憲法制定への澎湃とした気運の盛り上がりを巻き起こすことでしょう。

我々青年は、誤った世論を打破すべく、一日も早く立ち上がりねばなりません。そして、一人でも多くの人に、事実を、歴史の真相を伝える使命があるのであります。それを怠れば、共産勢力の日本侵略を阻止することはできない、このような危機感を持つ一人でござります。以上をもつて終わらせさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）



## 戦後の総決算は改憲からはじまる

京都大学教授・政治評論家 勝田吉太郎

先ず「原点に返れ。」

今日三十六回目の憲法記念日を迎えたわけでございますが、まず第一に私は、「原点に返つて考へるべきだ」と申し上げたいのでござります。

「原点に返れ」と言いましたのは、つまり三十七年前、この現憲法の草案が、当時の帝国議会で審議されておったその膨大な議事録を読みますと、当時の我々の先輩が、占領軍によつて「これを呑まなければ天皇の身柄を保障しがたい」と、脅迫まがいに作られた憲法を涙ながらに呑んだ、という状況が非常によくわかるからでございます。

たとえば、あの当時、日本社会党の鈴木義男議員が、六月二十六日（昭和二十一年）の衆議院本会議において、憲法前文を評し、「誠に冗長であり、切れるかと思えば続き、源氏物語の法律版を読むがごとき感がある。泣くがごとく、

両党は本音を隠しているわけなんですね。（拍手）

しかし、社・共両党ばかりが、戦後の偽善と欺瞞の風土を作り上げているわけではございません。自民党もまたそうなんであります。歴代内閣は、わずかに鳩山内閣と岸内閣を除きまして、自由民主党の結党の時に、政綱に謳いました自主憲法制定を頬かむりいたしまして、「改憲はいたしません」と言つてまいつたのであります。

そういう偽善と欺瞞の風土を、單に社・共両党のみならず、自民党もまたそれに加わつて、お互に保革とともに嘘で塗り固めてきたといつたわけでございます。ですからして、今日憲法改正といつた事業は、これは紛れもなくこゝいう偽善と欺瞞の風土を根底的に問いつめで道德的な革命であると私は思つんでございます。（拍手）

現憲法は精神の植民地主義

た危惧もこのことであつたのです。

たとえば、東京大学の南原繁教授は、現憲法によつて「東洋的諦念主義」が醸成されるのを危惧し、京都大学の佐々木惣一先生は、「国民が卑屈のよつな氣持」に陥ると警告致しました。また高柳賢三といふ英米法の大家は、「この憲法は国民の心理の中に無抵抗主義を植え付けるであろう」と懸念したのです。いまや先輩たちの疑惑は、現実のものとなりつつあります。（拍手）

私はかねてから私なりにこう申しております。「今日の憲法の最大の罪は、精神の植民地主義といつたよつなもので、國民の心理のうちに植え付けるところにあるんじゃないか」と。精神の植民地主義」と言いましたが、言ってみれば亡國主義です。

そして、これまた大分前から私申しているんですけれども、現憲法といふものは「連合国と世界に向つての証明文」に過ぎません。それが現憲法の一番の本質といいましょうか、ポイントだと思います。

ご承知のように連合国は、東京裁判におきまして、我が國を犯罪国家である、と決めつけました。そこで日本人は本質的に好戦的な人種である、前科者に力を持たせたらまた何をやり出すかわからない、そして、第九条で「戦争を

放棄し戦力は保持しない」というふうに誓わせられているんです。あの正真正銘の侵略国家であるソ連まで含めて、すべての連合国は、平和を愛する諸国民であるから、その彼らの公正と信義に信頼しておればよろしい、というわけです。これが証文の本質です。(拍手)

敗戦後の日本を考えてみますと、力の行使、力は悪なりというものの考え方には自縛されているんでしょうか。国家の心棒(物理的強制力)というものを持つ直視しておりません。つまり、法秩序あるいは国の独立、さらに国民の安全・自由・人権を断固として守る力と氣概、氣骨を發揮しえない国家となっているんです。

こういうふうな戦後の日本国家のあり方を、私はかねてから女性国家と呼んでおります。まして女性は、優しくて面倒見のいい、そういう人たちです。「これも致します、あれも致します」と、優しい顔つきでいろんなサービスを提供する、という女性国家の振舞いをいたしております。まあしかし、福祉国家は無論よろしい。社会福祉当然必要でございますが、私ども夜枕を高くして眠れるということ、つまり安全ということ、これが国民各層にとって最大の福祉というのじゃないでしょうか。(拍手)言い換えますと、こういう福祉社会の前にしっかりと国家が必要なんですね。(拍手)

ます。政府はこれを根拠にして、徴兵制は違憲だと述べるわけです。だとすれば、事実上自衛隊員というものは、自発的な奴隸、つまり奴隸志願だということになるんですね。その奴隸に、一朝有事の場合、自由と民主主義という秩序を守らせるといふんですから、これはどうしようもないブラックユーモアといえましょう。(笑声・拍手)

私は、決して自衛隊を非難してるわけではありません。満腔の同情をもつて自衛隊を眺めている自衛隊に、どうして戦う戦意・士気、英語で言いますモラール(士氣)が生じるでしょうか。モラールなき軍隊といふのは、同時にモラル(道徳)なき軍隊のことなんです、道義心なき軍隊と。現に数年前、宮永防衛省スパイ事件もございました。これはモラールなき軍隊だから、結局はモラルというものもない軍隊ということになるんでしょう。

そういうふうなモラールなき軍隊、またモラルなき軍隊にさせて来た保守党政府、はつきり言いまして、自衛隊に精神的なバッカボーンを通さずやつてきた、そういう怠慢極まる保守党内閣を批判してきました。(拍手)またそういう軍隊にさせている現憲法に罪がある、というふうに断じていわけなんです。(拍手)

#### 日本女性国家論

戦後、日本女性国家のありようを見てきますと、そこからどうしようもなく、一種の偽善と欺瞞の匂い、臭気が漂つて参ります。昭和二十七年三月、吉田内閣の木村法務総裁は、かつて、マッカーサーの命令によって生み出された警察予備隊というものを、「戦力を持たないと規定している憲法第九条にどう整合させるか」ということについて、「戦力とは近代戦争を有効適切に遂行し得る能力を言う」と定義いたしました。従って「警察予備隊とは、そういう戦力を持たないから、憲法違反ではない」と、言つたんでございます。やがて警察予備隊は、保安隊に、次いで今日の自衛隊になります。現在の自衛隊も、依然として戦力なき軍隊なんです。

今日国民の八割以上が、この自衛隊を支持しておりますが、残念ながら憲法上はまだ私生児であり日陰者なんです。しかも皮肉なことにその憲法の秩序というものを、私生児、あるいは日陰者扱いにされている自衛隊が、一朝有事のときは、命を張り死を覚悟で守らなければならないのです。

皮肉といえば皮肉じやございませんか。(笑声・拍手)

さらにもう一つ、政府は、野党に追求されて「徴兵制は違憲である」と申しました。じゃ一体どの点で違憲なのかにつき、政府は憲法十八条を引用したわけです。それには「何人もいかなる奴隸的拘束を受けない」と、書いてあります

さらにまた考えてみると、こういうモラールなき軍隊、またモラルなき軍隊、自衛隊といふものの姿は、私ども国民の精神のあり方を鏡に写したものではないでしょうか。現にレフチエンコ証言で暴露されたように、単に左傾化したマスコミ・新聞界や学界ばかりでなく、外務省にも公安にも内閣調査室にもKGBのエージェントがいるそうじゃないですか。さらに社会党のみならず、なんと自民党の内部にまで、KGBが浸透しておるというわけですね。

まさしくこういったところにも結局は、国民の精神のあり方に最大の問題点があるんであつて、言つてみればそれを亡國主義といいましょうか、あるいは敗戦後遺症というふうに呼んでもいいと思います。こういうものを根底的に問いつし、これでいいのかと、これで果たして国民の人権、自由また安全が保持できるのかと、子々孫々にわたつて日本国が、今日真剣に問われなければならない時代になつておるんです。そういう意味で憲法改正という問題は、一種の道徳革命なんでございます。(拍手)

# 大 会 決 議

一、我々は、内外の諸情勢から、新時代の要請に応えるべく、占領下に制定された現行の憲法を改めて、わが国の国情と時代にふさわしい「国民の手による」自主憲法の制定を目指す。

二、我々は、自由民主党が、結党以来の重要な政綱である「自主憲法制定」を、年頭の党大会で大会決議に掲げたとおり、党が率先して、一大啓発運動に取り組むよう、ここに要請する。

右 決議する。

昭和五十八年五月三日

## 自主憲法制定国民大会

岸会長から自由民主党代表 塩川正十郎先生にお渡しいただき、党へご伝達願いたいと思います。（大拍手）

### ●閉会の辞 国民の総意を結集して 自主憲法制定に挺身しよう

日本郷友連盟会長

廣瀬栄一

本日は伝統ある明治神宮会館におきまして、各界諸先生のご臨席のもと、多数同志各位のご参集を得まして、この国民大会が盛大に実施できましたことはご同慶のいたりに存じます。

長時間にわたって、岸会長をはじめ、この運動を推進する各位から、現実に嗣つた力強いお言葉をいただき、なお憲法学会会長の川西先生、京都大学教授の勝田先生から、現憲法が学問的にもきわめて不合理なものであることを明解に指摘していただいたことは、たいへん有益であったと思ひます。また全員の意向に基づいてつくられた大会決議案が、満場一致をもって採択されたことは、自主憲法制定の必要性を国民の皆さん方にご理解いただけた上で、たいへん意義深いことであると存じます。（拍手）

しかし、革命勢力は、わが国の伝統、わが国の國体を破壊せんとする攻勢をとつております。今日ただ今も各地で各種の運動が行なわれております。私どもは、善良な国民の奮起をうながすとともに、革命勢力の波及をはねのけて、

われわれの真理を貫く行動を、ここで一段と盛りあげる必要があると存じます。（拍手）

このよき情勢のなかで、行政の立場からは中曾根総理が前向きの発言をされており、自由民主党におかれましては、大会決議において自主憲法の重要性を訴えられました。私どもは、自由民主党の決意と处置にたいして心から敬意を表しますとともに、さらに党をあげてこの運動を推進されますよう希望いたします。（拍手）

私どもは、本日のこの感激を胸にこめていつそこの決意をかため、自主憲法制定をわれわれの日常運動のなかに定着させて、実践運動の輪を大きくひろげていくことを皆さんとともに誓いたいと思います。主催団体を代表して、心からの御礼を申しあげ、閉会のご挨拶といたします。（拍手）

### ●万歳三唱

明治神宮司 高澤信一郎

それでは、指名によりまして、天皇陛下の万歳の音頭をとさせていただきます。先ほど岸会長がおっしゃられたように、自主憲法制定を一日も早く政治日程にのせていくことを祈念いたしまして、「天皇陛下万歳！」（全員による高らかな万歳三唱）ありがとうございました。（拍手）

司会 大会決議（司会）次に、大会決議案をお読みくださいと思いましょう。では決議案を、國士館大学生の加藤覚君に読み上げていただきましょう。（力強く、上掲の大会決議案を朗読する）

司会 ただいま朗讀致しました決議案を、今大会の決議として採択することにご異議ありませんか。（盛大な拍手）ありがとうございます。（ざい）

ました。万雷の拍手をもつて大会決議はここに採択されました。なお、この決議は、自由民主党に対する要望も含まれておりますので、本会の

岸会長から自由民主党代表

塩川正十郎先生にお渡しいただき、党へご伝達願いたいと思います。（大拍手）

## 盛会御礼

去る五月三日、明治神宮会館において挙行されました「第十四回自主憲法制定国民大会」は、終始熱氣溢れる満席の盛況裡に、無事終了いたしました。

これも、心ある皆様方の御熱意と御芳情によるものと、執行部・事務局一同、心より厚く御礼申上げます。

なお、気運上昇の折柄、この運動に一層の御理解・御尽力を賜りますよう御願い申し上げます。

昭和五十八年七月吉日

主催　自主憲法制定国民会議  
会長　岸　信　介  
理事長　植　竹　春　彦　介  
世話人、役員一同

## 編集後記

▼本年は、大会前に統一地方選挙、大会後には参議院選挙があり、自主憲法制定国民会議の皆さんも、選挙運動に追われて、大会へ毎年のよう出席でくるかどうか、ずいぶん心配いたしましたが、開会前に続々と詰めかけて下さり、二千名の座席もたちまち満席となり、かなり立見も出て、まことに涙のこぼれる思いでありました。

▼また、登壇者もそれぞれ熱弁をふるわれ、閉会を四十分近く延長いたしましたが、途中退席される方も少なく、最後まで熱心に聴いて下さり、今さらながら皆様の「憲法を改めて時代を刷新しよ」との決意と、気運の盛り上がりに、感激しました。

▼本文中、講師紹介の余地がとれませんでしたので、ここで勝田吉太郎先生の御紹介をさせていただきます

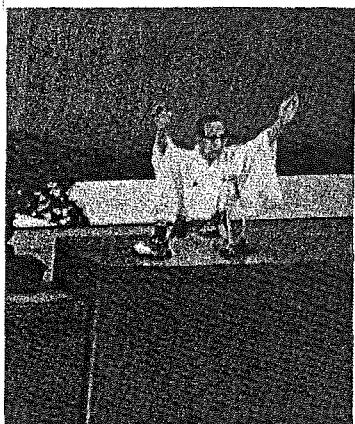
と、先生は、愛知県ご出身で昭和三

年生。昭和二十六年京都大学を卒業して、大学に残られ、助教授を経て同三十七年教授に就任されました。

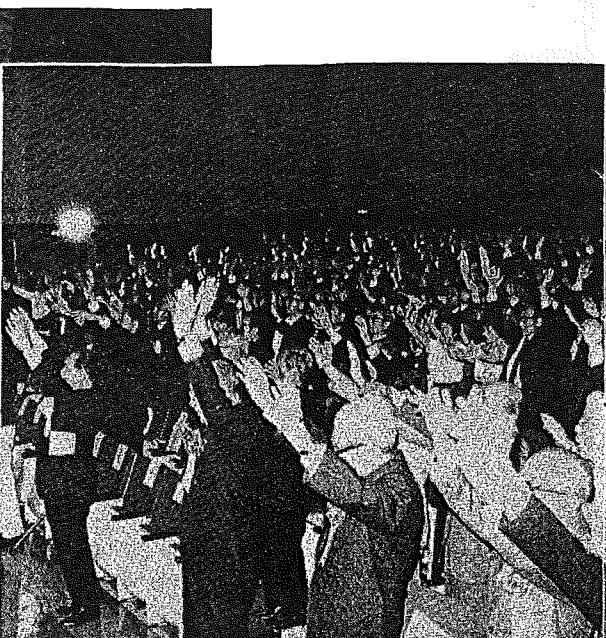
御専攻は政治思想史、現代イデオロギー論。政治評論家としても活躍され、多くの著述を刊行されるほかサンケイ新聞「正論」の定期執筆、ラジオ日本の「論壇」を担当されるなど、まさに論壇に重きをなしておられます。当日の詳細記録はいずれパンフレットにする予定。(清原)

憲法	第十四回国民大会報告号
発行日	昭和五十八年七月三十日
編集	
発行人	事務局長 清原淳平
発行所	自主憲法制定国民会議
〒106	港区六本木七一三一
電話	五八一一一九二番
振替	東京六一二三八七九
定価	ラポール乃木坂一〇三三百円(送料七十円)

・自主憲法第644号 禁無断転載



▶明治神宮司高澤信一郎氏の癡声で万歳三唱



▲大衆に参加を呼びかける街頭宣伝車

▲新緑蘇る明治神宮内苑を会館へ向かう岸会長



▲つめかける青年たち



▲若い女性も続々と入場



▲ママといっしょに、婦人層も

